

平成 30 年度 第 1 回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：平成 30 年 5 月 29 日（火） 16 時 30 分～18 時 30 分

場 所：西宮市役所東館 8 階 803 会議室

出席者：【委 員】中川幾郎（会長）、川東美千代（副会長）、横田祥子、梶泰享、
東朋子、中田一郎、矢野正

【事務局】コミュニティ推進部長 下野邦彦、市民協働推進課長 谷口博章、
同係長 松野歳之、同主事 黒木千聖

1. 開会

○コミュニティ推進部長挨拶

2. 審議事項

議題 1 傍聴に関する取扱いについて

傍聴希望者なし。

議題 2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直しについて

○事務局

・西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直し案について説明。

○中川会長

・現行基準では、委員の平均点にもとづく A～E の総合評価の区切りが整数になっているが、見直し案ではコンマ 5 区切りとなっている。これについては私も以前から気になっていたもので、適切な見直しと思われる。

○梶委員

・「参画の取組に係る評価基準（案）」について、客観的に把握できる項目については、事務局が基礎点のような形で評価を行うこととし、委員が主観的に評価できる項目とは分けた方がいいのではないかと。委員が全ての項目を評価するとなると、客観的事項についても委員間で点数差が生じる可能性がある。

○事務局

・当初の案では、各評価項目内で必要条件と十分条件に分けて評価の視点を設け、最低限行う必要がある必要条件項目を 3 つ程度、付加的な取組である十分条件項目を 2 つ程度設定し、項目を満たした数が点数になるという形も考えたが、案件の内容によっては、たとえ必要条件を満たしていたとしても、十分条件のところより努力できる部分があったのではないかとということで、委員の判断で点数を上下できるように、最終的には必要条件・十分条件という分類のない案を提示

した。

○中川会長

- ・評価基準案の中で、事務局側が客観的に判断できる項目はどれか。

○事務局

- ・例えば、評価項目「意見募集・広報」の中の、「資料の公表から意見募集の締切までに十分な期間が設けられている」、「市政ニュースで意見募集の広報を行っている、ホームページで意見募集の広報及び資料の公表を行っている」、「市役所、支所、市民 SC、アクタ西宮ステーションで資料を配架している」は、客観的に判断できる項目であり、かつ、庁内のルールとして必ず実施するようにしている内容である。

○東委員

- ・そもそも必須事項とされている項目については、それらを委員が評価したり点数に差があったりしてはいけない。必須事項を行っていない場合はどのように評価するのか。

○事務局

- ・低い点数をつけざるを得ないと考える。

○東委員

- ・必須事項を行うのは庁内のルールとされているはず。ルールを守っていない可能性がある前提で、委員が点数をつけて評価を行うべきなのか。

○事務局

- ・例えば、必須事項はこの評価の視点から外し、委員が評価するのはそれ以外の主観的な要素に絞ったほうがいいのか。

○中川会長

- ・そういう整理をした方がすっきりとする。この委員会の評価対象となるのは、必要条件に該当する部分が全て省かれたものであり、必要条件にあたる部分は内部評価で済ませるべき。

○東委員

- ・最低限の必須事項を行っていなければ、どれだけ任意の部分が豊かであったとしても、評価としては最低ランクがつくはずである。それは委員が評価すべきことなのか。

○中川会長

- ・委員が判断するまでもないことである。ただし、全体件数の中で、必要条件を満たしていない件数については、当委員会に報告が必要。その原因や対策について我々が意見を述べるのが、諮問に対する答申である。
- ・点数をつけることは、必要条件をクリアしたものを評価対象としたうえで、それに対する更なる改善点等を協議・研究するための補助手段である。
- ・評価項目の中で、客観的なルールにできるものは内部でチェックし、それらをまとめたものを統計データとして当委員会に報告してもらおう。さらに、そのルールを守っているものについて、委員が評価を行うということにしてはどうか。

○事務局

- ・各委員が主観的に判断する項目と、事務局で確認した客観的な項目を合わせて公表する形が考え

られる。

○中田委員

- ・必要条件と十分条件を明確に区分できるのであれば問題ないのだが、必要条件と十分条件のどちらにあたるか曖昧な項目もあるのではないか。また、必要条件は、0か100かといった明確な基準で判断できるものなのか。例えば、必要条件であっても、評価の幅があるものはないのか。

○事務局

- ・ある程度は分類できると考える。例えば「パブリックコメント以外の参画の取組」の項目で、「説明会等の実施」や「計画等への策定経過の記載」の有無は明確に判断することが可能であり、これらは必要条件に該当する。一方で、「効果的な参画の取組を実施しているか」や、「計画自体が参画協働を意識した内容になっているか」については、主観的に判断する項目であり、これらは十分条件に該当するものとする。

○東委員

- ・0か100かで判断できるものは、例えば市政ニュースやホームページへの掲載の有無や、市役所・支所等での資料配架の有無などだが、市役所・支所等に資料を何部配架しているかによって、評価が変わることはないのか。

○横田委員

- ・見やすい場所に配架されているというのも一つの視点。

○川東副会長

- ・案件によって適切な配架施設が異なり、それにより評価が変わるという場合もある。

○東委員

- ・そういったことも評価の視点となれば、さらに細かく確認する必要がある。これらは見えない部分なので、資料に記載してもらわないと評価者側には分からない。

○事務局

- ・細かい視点を多数入れると、評価基準が複雑になる恐れがある。条例や庁内ルールとして定められている事項の実施の有無を公表する一方で、所定の配架場所以外の場所に資料を配架しているかどうかや、表紙のデザインが工夫されているかなどの上乗せの部分については、委員が点数をつけて評価した結果を公表するという方法も考えられる。ただしその場合は、評価の視点がある程度限定されるため、今回提示した評価項目からは大きく組み直す必要があると考える。

○東委員

- ・市政ニュースへの掲載は、最低限、庁内ルールとして徹底される必要があると考えるが、何月何日号に掲載したかという話になれば、広報期間を十分に取れているかという評価軸が変わってくる。

○川東副会長

- ・以前は、実質的な意見提出期間が短い案件も見受けられた。計画等の中身がしっかりしていても、広報の期間が十分に取られていなければ、市民に伝わらない。最低限必要な広報期間があると思うので、そういった評価軸は必要かと思う。

○東委員

- ・意見募集期間は長いが、市政ニュースやホームページへの掲載が遅いという案件が過去にあったように思う。委員の評価する項目が、市政ニュースやホームページへの掲載の有無といったこと以外の部分であれば、評価する意味があると考ええる。

○中川会長

- ・評価基準についてはもう少し精査できないか。客観的に我々が判断するまでもなく、内部で点検できるものをこの評価基準に入れる必要はない。そこを満たしているものだけが、当委員会の評価対象となるべき。委員が評価するポイントは、市民が参画しやすい手続きとなっているか、あるいは行政が参画してほしいというメッセージが市民にきちんと伝わっているかどうかであり、例えば市政ニュースへの掲載の有無といった形式的な部分の議論をするのはあまり意味がない。文章が分かりにくい、グラフの出し方が適切でないなど、このように工夫すれば参画の推進につながるのではないかという生産的な議論ができるような組み立てをしてもらえればと思う。
- ・現行の評価基準と比べれば、今回提示された基準案は項目の組み立てが細やかで、かなり良いものになっていると思うので、協働の評価基準も含めてあと少しの工夫をお願いしたい。

○事務局

- ・「協働の取組に係る評価基準（案）」については、主観的な評価軸で組み立てている。
- ・評価基準の見直しとあわせて、未来づくりパートナー事業の報告書や自己評価シート等の様式の見直しを行いたいと考えている。特に報告書については、制度のPRにもつながるように、代表者の写真やコメントを入れる欄を設けるなど、市民にも見やすい様式とすることを検討している。今後はそれらの資料をもとに、今回見直しを行う評価基準に沿って評価をお願いしたい。

○中川会長

- ・評価基準については、一部項目を組み直したうえで、運用しながら改善していく方向で進めていきたい。

報告1 平成29年度西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書について

○事務局

- ・平成29年度西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書について説明。

○矢野委員

- ・パブリックコメントの意見の反映件数について、前年度からは大幅に増加しているものの、それでも約10%というのは少なく感じた。市民が意欲を持って意見を提出したにも関わらず、意見の反映件数が0件という案件もある。市民の意見を吸い上げるためにももう少し努力できるところがあるのではないか。

○中田委員

- ・市の機関による協働の取組状況に関して、平成29年度中の協働事業実施件数が128件あり、団体別内訳や協働の形態別内訳からも、多種多様な協働事業が実施されていることが分かるが、現在記載されている分類だけではなく、例えば、教育、福祉といった事業の内容によっても分類できれば、より分かりやすくなると思う。

○梶委員

- ・パブリックコメントについて、意見数に占める計画等への反映件数を見ると、案件によって開きがあり、実施時期によって反映のしやすさが変わるように思う。たとえ多くの意見が提出されても、反映件数が0件であれば、制度の意味がないように見えてしまう。

○中川会長

- ・多数の意見が寄せられたが、その内容はむしろ激励の意見等が大半を占めていたというような説明が併記されていれば、修正の必要がなかったということが伝わる。

○事務局

- ・意見数が多いにも関わらず、反映件数0件だけが数字として表れると、市は全く意見を参考にしていないように受け取られかねないということがよく分かった。反映された意見以外にも、素案に記載済や今後の参考といった分類の意見もあるので、それらに分類された意見数についても記載することを検討する。

○中川会長

- ・対象案件に関係のない意見が出てくる場合もあると思うので、そのような分類も含めて公表してはどうか。

○東委員

- ・そうすると、この報告書を配布すること自体が果たして効果的なのかどうかという話になる。広く周知しても、内容が否定的に取られると、むしろ逆効果となってしまう。

○中川会長

- ・こういった報告書というものは、アリバイではなく、一種のPR作戦のツールである。分類の仕方等は技術の見せどころであり、市が市民の意見を全く聞いていないように見えてしまう記載方法は望ましくない。

○川東副会長

- ・この報告書を見て、まちづくり支援自販機存在を初めて知った。こういった効果的な取組や協力してくれる企業や学校があるなら、それらをもっと広報していくべき。

○横田委員

- ・コミュニティ推進大会には毎年参加しており、内容はとてもいいと感じているが、西宮コミュニティ協会が市と協働することで、内容がよくなっているということは感じられない。市と協働することで、より効果的な取組になっているということのアピールが薄いと感じた。

○東委員

- ・否定的な内容を掲載したり、事業を単純に列挙したりするのではなく、協働の成功のポイントなど、この報告書を配布することが効果的なものとなるように、一部内容を修正した方がいいと思う。例えば、まちづくり自販機についても、設置台数を増やしたいのであれば、問い合わせ先を併記するなど、この報告書を見た人に遡及するするような記載内容を目指した方がいいのではないか。
- ・市の機関による協働の取組状況について、団体別内訳が記載されているが、市との協働の相手方はNPO団体、ボランティア団体、自治会町内会、各種地域団体、大学・学校、企業だけなのか。

最近では一般社団法人も増えてきているので、分類方法についても検討してもらいたい。限定して列挙すると、市との協働の相手方を決めつけてしまうことにもなる。

○中川会長

- ・各委員の意見を踏まえたうえで、加工修正できればよりよい報告書になると思う。
- ・附属機関で公募制を導入していない機関が多すぎる。公募委員は役に立たないという思い込みが職員の中にあるのではないか。例えば草津市では、よほどの理由がない限り、公募制を導入しなければならない。再選回数の制限や女性委員の割合、公募制の導入等の基準を定め、それらを満たしていない機関については、特別の報告書の提出を求めている。
- ・公募制を導入していない理由の一つである「その他公募によることが不相当であると認められるもの」とは、どのようなものがこれに該当するのか。また、「高度の専門的事項を審査、審議等するもの」という理由も挙げられているが、高度の専門的事項こそ、一般市民的、生活者的な感覚で審議してもらう必要があるという意見もある。
- ・委員氏名等の公表についても、公表していないことに合理的な理由はあるのだろうか。圧力がかかるということだろうか。他市では、たとえ指定管理者の選定委員会であっても、委員氏名等を公表しているところもある。ただし、氏名等は公表するが、委員個人に対して指定候補団体が接触を図るようなことは禁じられている。そうすることで、選定委員自身が責任を持ち、関係者と接触してはいけないという自覚も生まれる。

○東委員

- ・市として、附属機関の傍聴は望んでいるのか。望んでいるのであれば、それも合わせて報告書に記載する方がよい。

○中川会長

- ・会議を公開していない機関が多すぎる。

○東委員

- ・ぜひ傍聴してほしい。公開している中でも、恐らく実際には傍聴人がいないことの方が多いと思われる。

○中川会長

- ・他市の選定委員会では、当事者以外でも傍聴できるところもある。ただし、企業秘密にあたる資料については公開されていない、また、その審議の内容も全て会議録として公開されている。西宮市では会議を公開している割合が低く、とても驚いた。

○矢野委員

- ・半数の附属機関が会議録すら公開していない。せめて会議録は誰でも見るようにするべき。これだけで市の態度が問われかねない。

○中川会長

- ・報告書に記載されている各項目の調査結果を一覧表にして、それを元に今後の方向性を当委員会に諮ってはどうか。
- ・附属機関に係る行政内部の啓発について、草津市のように各附属機関の取組状況をA～Eでランク付けをして、Dランクについては目的や方向性に関する報告書の提出を求め、Eランクについ

ては要改善指導を行うこととしてはどうか。さらに、その結果を公表することにすれば、西宮市の行政改革にもつながるはず。

- ・会議の公開について、プライバシーの問題や営業の秘密を暴露する危険性があるなど、よほどの事情があれば非公開とされるべきだが、そのような事案は実際あまりないし、資料を外部に出さないといったことで対応できる場合が多い。参画協働条例は、住民に自覚と参加意識を求めるものだが、それと同時に行政が自己変革することも必要。
- ・市の機関による協働の取組状況の団体別内訳についても、現代風に分類し直してはどうか。市と市民団体との間で作った協議会を浮き彫りにするのもいい。中田委員の意見にもあったように、分野別の分類を設けることも考えてみてはどうか。また、役所の部局別という分類もできる。それを出すことによって、各部局の協働事業に対する熱意が見えてくる。
- ・参画と協働というものをより活性化し、住民も目覚め、力を出していただく。また、行政も血を流しながらでも変革していくというような息吹や脈動が伝わるような報告書であってほしい。そのためには、アリバイ的なものではなく、方向性が見えるような報告書にする必要がある。西宮市は恵まれている都市であり、団体自治が肥大化し、住民自治が弱っていく方向にお金を使っているように感じる。役所の仕事が増え、市民が弱っていくような町にならないようにするのが参画協働ではないのか。

4. 事務連絡

○事務局

- ・次回、参画の取組状況について審議予定。

⇒ 平成 29 年度にパブリックコメントを実施した案件から、評価対象とする 3 件を選定した。

- ・平成 30 年度未来づくりパートナー事業の応募状況について説明。

○中川会長

- ・未来づくりパートナー事業の審査は別の附属機関が行っているが、その効果や達成度をはかるのは本委員会の役割と考える。個別の案件の評価を行うことだけが本委員会の役割ではない。
- ・各部局が住民と協働で実施したいことや、住民側から発意してほしいことを、どの部局も毎年持たないといけない。そういったものを引き出す作業をほとんどせず、各部局の創意工夫で発案されるのを待っているような状態ではないか。

○事務局

- ・テーマ募集時にいくつかの部局へ働きかけを行ったが、テーマ設定につながったのはわずかであった。協働に向けての職員の意識改革が必要と考える。

○中川会長

- ・小学校区単位以下の地域コミュニティに対して、どのようにして自立を促す政策をつけていくかということがはっきりしておらず、単なる連絡協議体を作って終わりにしていないか。今や、全国の中核市クラスが各自治体内部における住民自治の崩壊状態を目の前にして、必死に立て直しを図っているということを西宮市は知っているのか。危機感を持っているのであれば、小学校区ベースの住民協議会のようなものが成り立っていくことを前提として、各協議会にしてほしいことを各部局が

想定しているはずである。

○東委員

- ・報告書にあるNPO関係者と市職員の研修を合同で行ったのは、市役所の皆さんに少しでも変わってほしいと思ったからである。しかし、危機感を抱いていない職員はまだ多く、結果的にテーマ設定型を庁内で募集しても手が挙がらないのではないか。

○中川会長

- ・総合計画についても、団体自治のやるべきこと、住民自治のやるべきこと、その間の協働でないといけないことの3分類で整理しないといけない。そういう総合計画になっていない。各基本計画や中位計画からは住民自治の責任というものが全く見えてこない。行政の責任ばかりで、すべて行政がやりますというように見える。
- ・西宮をいい町にするために参画協働条例がある。もう一度きちんと住民自治のあるべき姿、団体自治の向かうべき方向を交通整備しなければならない。参画協働条例をアリバイにせず、縦横無尽に使いこなすことができれば、きっといい方向に向かうはずである。

5. 閉会

以 上